

一般社団法人
ファイナンシャル・アドバイザー協会
理事会規程

(理事会の種類)

第1条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎事業年度6回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(理事会の構成)

第2条 理事会は、すべての理事をもって組織する。

(招集者)

第3条 理事会は理事長が招集する。ただし、第1条第3項第3号により理事が招集する場合及び同条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 第1条第3項第3号による場合は、理事が、同条第3項第4号後段による場合は、監事が招集する。

3 理事長は、第1条第3項第2号又は同条第3項第4号前段に定める招集の請求があった場合は、その請求あった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集通知)

第4条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

2 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手續

を経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第5条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、理事長が欠席した場合又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当たる。

(定足数)

第6条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議方法)

第7条 理事会に付議された事項は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第8条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

2 前項の電磁的記録とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第89条に定めるものとする。

(報告の省略)

第9条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第17条第1項の規定による報告には適用しない。

(監事の出席)

第10条 監事は、理事会に出席し、意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第11条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録)

第12条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面をもって末尾に

記載された事項を内容とする議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

(議事録の配布)

第13条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞無く報告するものとする。

(権限)

第14条 理事会は、この法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに理事長並びに執行理事の選定及び解職を行う。

(決議事項)

第15条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事長及び執行理事の選任・解任
- (3) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (4) 重要な財産の処分及び譲受並びに重要な契約の締結
- (5) 多額の借入
- (6) 重要な使用人の選任・解任
- (7) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (8) 内部管理体制の整備
- (9) 定款第26条に規定する理事の取引の承認
- (10) 事業計画書及び収支予算書等の承認
- (11) 事業報告及び計算書類等の承認
- (12) 会費
- (13) 規則の制定、変更及び廃止
- (14) 定款第27条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結
- (15) 争訟の処理
- (16) その他の法令又は定款に定める事項
- (17) その他理事会で定めた事項

(理事の取引の承認)

第16条 理事が定款第26条に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容

- (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
- (4) 取引が正当であるあることを示す参考資料
- (5) その他必要事項

2 前項に示した事項について変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(報告事項)

第17条 理事長並びに執行理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

3 理事が第16条に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第18条 理事会の事務局には、事務局長が当たる。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

以上

制定： 令和2年4月1日